

# パキスタン家族法 (1)

ファハルン・ニーサ・コーカー

(元ラホール高等裁判所判事、弁護士)

訳 伊藤弘子 (日本学術振興会特別研究員)

(愛知学院大学非常勤講師)

監修 小川 富之 (近畿大学法学部教授)

目次

<p>三 離婚</p> <p>1 タラーク(離婚宣言)による</p>	<p>2 1 家族法の沿革</p> <p>1 歴史的背景</p> <p>2 パキスタン家族法の実体</p> <p>法と手続法</p> <p>(1) 家族法の法源</p> <p>(2) 実体法</p> <p>(3) パキスタンの司法制度</p> <p>(4) 家庭裁判所の管轄権</p> <p>(5) イスラーム教の学派</p>	<p>二 婚姻</p> <p>1 ムスリム法における婚姻概念</p> <p>2 シーア派婚姻法</p> <p>3 婚姻登録</p> <p>4 婚姻契約にもとづく財産の移転</p> <p>5 婚姻の形態と効力</p> <p>6 シーア派のムタ婚姻</p> <p>7 シーア派の成立要件</p> <p>(1) 未成年者の婚姻</p> <p>(2) 複婚</p> <p>(3) マフル(婚資)</p> <p>(4) 再婚禁止期間</p> <p>(5) 持参金</p> <p>8 キリスト教徒婚姻法</p> <p>9 仏教徒婚姻法</p> <p>ヒンドゥー教徒法</p>	<p>四 親子</p> <p>1 監護および後見</p> <p>2 面接交渉権</p> <p>3 子の財産に関する後見</p> <p>4 養子縁組</p> <p>五 相続</p> <p>1 相続制度</p> <p>2 相続人</p> <p>3 シーア派相続法</p> <p>六 国際私法</p> <p>1 国際私法とハーグ国際私法会議</p> <p>2 婚姻および離婚に関するハーグ条約</p> <p>3 国際養子縁組</p> <p>4 国際私法的視点</p>	<p>る一方的離婚)</p> <p>2 合意にもとづく離婚</p> <p>3 一九三九年ムスリム婚姻解消法にもとづく離婚</p> <p>4 裁判離婚</p> <p>5 妻の請求にもとづく裁判所が与える離婚判決</p> <p>6 離婚権委任</p> <p>7 シーア派離婚法</p> <p>8 キリスト教徒離婚法</p> <p>9 扶養 (以上本号)</p>
------------------------------------	---	---	--	--

一 家族法の沿革

1 歴史的背景

インド亜大陸ではイギリスが支配権を確立する以前の数世紀の間、ムスリム（イスラーム教徒）による支配が行われていた。この時期のインド亜大陸ではヒンドゥー教徒、ムスリム、スイク教徒、キリスト教徒および仏教徒が混在して生活していた。そしてラージャー（王）およびそこに住んでいる多くの国民が信仰する宗教の法が適用される小国が数多く存在していた。ムハマド・ブン・カシム（Muhammad bin Qasim）は西暦七一一年にシンド地方（Sindh）を征服した直後にムスリム法（Muslim Laws）を導入した。ムガル王朝の皇帝達は百年以上の期間にわたってインド亜大陸を支配し、司法による秩序を重要視し、ムスリム法【注1】を執行するカジ（Qazis、法律家）を任命した。その後、イギリスが東インド会社を通じてインド亜大陸へ乗り出し、非公式的な支配を開始するようになるまでにはそれほど長くはかからなかった。イギリスの支配のもとではムガル帝国は象徴的な地位を占めるに過ぎないものとなった。一六九四年以降、ムガル帝国に権限を付与されて、東インド会社がザミンダール（Zamindar）【注2】裁判所による司法権の行使を開始した。これらの裁判所は賃料回収のために機能し、ムスリム法およびヒンドゥー教徒法を適用して裁判が行われた。一七七二年以降、東インド会社が完全な支配権を確立し、徐々にイ

ギリス法を導入しはじめた。ムスリムの法制度（Muslim Jurisprudence）はイギリス起源の成文法に置換されたが、パーソナル・ロー【注3】については植民地支配上の火種になりかねない慎重に扱うべき分野と考えられたため、従前のまま適用されることとなった。このようにムスリムの婚姻、離婚、監護権、および遺言等の分野については、イギリス法による修正は最小限に留めたうえで、引き続きムスリム法の適用を受けたのである。

イギリス統治時代、インド亜大陸のムスリムは抑圧されていた。ムガル王朝の三五〇年間にわたる統治後、イギリスはイスラーム教以外の宗教を優遇し、ムスリム・コミュニティを不安定なものとし、彼らの憤りをたかめることになった。そのためムスリムはムスリム連盟（Muslim League）という政党を結成し、政府に対して教育、健康、就職等に関する差別的差別撤廃を求めた。ムスリム連盟の指導者となったジンナー（Jinnah）は独立を要求し、一九四七年八月一四日にイギリスからインドとパキスタンが分離独立してパキスタン・イスラム共和国が成立した。インドとパキスタンの国境には人々が殺到し、パキスタン領のヒンドゥー教徒およびスイク教徒は不動産やビジネスを放棄してインドに向かい、インド領のムスリムの多くも同様にパキスタンへ向かった。このような経緯から、今日のパキスタンにおける非ムスリム人口は総人口の僅か二%に過ぎない。この二%の非ムスリム